

くらしと県税(中文版)



生活和县税



前言

本县为了保障县民生活的安定和幸福，为县民提供良好的生活环境。从教育，土木，福利，医疗乃至文化，环境，产业等多方面推广建立各项服务及各种设施。各位县民所缴纳的县税，即为本县展开上述事业之主要财源。

在此，首先将对日本的税的种类，其次再对县的主要财源“县税”作介绍，希望能借此增进县民对县税的理解，并给以合作。

はじめに

県では、県民の皆さんの生活の安定と幸せの増進を図り、住みよい街とするために、教育、土木、福祉、医療をはじめ、文化、環境、産業などいろいろな分野にわたる事業を行っています。皆さんから納めていただく県税は、こうした事業を進めるための主要な財源となっています。

ここでは、最初に日本の税金の種類を、次に県の歳入のうちで最も主要なものである「県税」をご紹介します。一人でも多くの県民の皆さんにご覧いただき、県税について一層のご理解とご協力をいただければ幸いです。

【主要税金の種類】

日本の税金大致可分为「国税」和「地方税」。「地方税」又分为「县税」和「市町村税」。加上「直接税（纳税人和承担人为同一人）」和「间接税（纳税人和承担人为不同人）」一并分类，即如下表。

		直接税	间接税
国税 (承办单位：税务署)		所得税 法人税 等	消費税 等
地方税	县税 (承办单位：县税事务所)	① 县民税 ② 事业税 ③ 汽车税 ④ 不动产取得税 ⑤ 矿区税 ⑥ 狩猎税	⑦ 地方消費税 ⑧ 县香烟税 ⑨ 高尔夫球场利用税 ⑩ 轻油交易税
	市町村税 (承办单位：市役所・町村役場)	市町村民税 固定資産税 等	温泉税 等

おも ぜいぎん しゅるい
【主な税金の種類】

日本の税金は、大きく国税と地方税に分けられます。そして、地方税は県税と市町村税に分けられます。直接税（納める人と負担する人が同じ場合）と間接税（納める人と負担する人が異なる場合）も併せて分類すると、次の表のようになります。

		直接税	間接税
国税 (担当：税務署)		所得税 法人税 など	消費税 など
地方税	県税 (担当：県税事務所)	① 県民税 ② 事業税 ③ 自動車税 ④ 不動産取得税 ⑤ 鉱区税 ⑥ 狩猟税	⑦ 地方消費税 ⑧ 県たばこ税 ⑨ ゴルフ場利用税 ⑩ 軽油引取税
	市町村税 (担当：市役所・町村役場)	市町村民税 固定資産税 など	入湯税 など

【県税の説明】

① 県民税

すみよい地域社会をつくるため、住民みんなで負担する、いわば会費のような税金です。個人や、法人や、利子等の支払などに課税されます。

② 事業税

事業を行う場合には、道路や各種公共施設を利用するなどの公共サービスを受けています。この税金は、その経費を負担していただくため、個人または法人が営む事業に対して課税されます。

③ 自動車税

自動車の所有に対して課税されます。道路を使用することに対してその整備費を負担していただく性格もあります。

④ 不動産取得税

不動産(土地・家屋)の取得に対して課税されます。

⑤ 鉱区税

石灰石などの鉱物を掘る権利のある人に課税されます。

⑥ 狩猟税

狩猟者の登録を受けることによって課税される税金です。鳥獣行政に関する費用に充てられます。

【県税的解説】

① 県民税

为了创造舒适的社区环境，所有住民共同分担，类似会费的税金。在对个人，法人，支付利息等时被征收的税金。

② 事业税

向个人或法人征收的税金，用来负担个人或法人在营运时所利用的公共设施（如：道路）之经费。

③ 汽车税

对汽车持有者所征收的税，属于财产税的一种。从性质上说，它是承担汽车所使用道路的整修费。

④ 不动产取得税

在购置不动产时被征收的税。

⑤ 矿区税

对拥有采矿权（如：石灰石）的人所征收的税。

⑥ 狩猎税

申请狩猎者登记时被征收的税、纳入与鸟兽行政相关的经费。

⑦ ちほうしょうひぜい
地方消費税

ちほうぶんけん すいしん ちいきふくし じゅうじつ
地方分権の推進、地域福祉の充実のため、
ぶつびん はんばい かしつ
物品の販売や貸付け、サービスの
ていきょう とりひき たい ひろ こうへい
提供などの取引に対して、広く公平に
かぜい ぜいきん
課税される税金です。
しょうひぜい こくぜい ぜいがく
消費税（国税）の税額の22/78が、
ちほうしょうひぜい
地方消費税となります。

⑦ 地方消費税

以推进地方分权、充实地区福利为目的，
对贩卖物品、贷款、各种服务等、广泛而
又公平的所征收的税。
消費税（国税）額の七十八分之二十二为
地方消費税。

⑧ けん ぜい
県たばこ税

たばこのしょうひ たい かぜい
たばこの消費に対して課税されます。た
ばこをこうにゅう するときは だいぎん なか ぶく
ばこを購入するときの代金の中が含ま
れています。

⑧ 县香烟税

针对香烟的消费所征收的税。此税金包含
在香烟的售价之中。

⑨ じょうりようぜい
ゴルフ場利用税

ゴルフ場のりよう たい かぜい
ゴルフ場の利用に対して課税されます。

⑨ 高尔夫球场利用税

针对高尔夫球场的利用所征收的税。

⑩ けいゆひきとりぜい
軽油引取税

けいゆ ひきと たい かぜい
軽油の引取りに対して課税されるもの
です。

⑩ 轻油交易税

针对轻油的交易所征收的税。



けんぜいじむしょ
【県税事務所】 ※目前仅提供日语的问询服务。

れいわ ねん がつげんざい
令和2年7月現在

けんぜいじむしょめい 県税事務所名	しょざいち 所在地	でんわばんごう 電話番号	しょかんくいき 所管区域（管辖区域）
けんぜいじむしょ さいたま県税事務所	〒330-0074 さいたま市浦和区北浦和 5-6-5	048-822-5131	さいたま市（西区・北区・大宮区・見沼区・中央区・桜区・浦和区・南区・緑区）
かわぐちけんぜいじむしょ 川口県税事務所	〒332-0035 川口市西青木 2-13-1	048-252-3571	川口市・蕨市・戸田市
あげおけんぜいじむしょ 上尾県税事務所	〒362-8527 上尾市南 239-1	048-772-7111	鴻巣市・上尾市・桶川市・北本市・伊奈町
あさかけんぜいじむしょ 朝霞県税事務所	〒351-0025 朝霞市三原 1-3-1	048-463-1671	朝霞市・志木市・和光市・新座市
かわごえけんぜいじむしょ 川越県税事務所	〒350-1124 川越市新宿町 1-17-17	049-242-1801	川越市・富士見市・坂戸市・鶴ヶ島市・ふじみ野市・三芳町
ところざわけんぜいじむしょ 所沢県税事務所	〒359-8585 所沢市並木 1-8-1	04-2995-2112	所沢市・狭山市
はんのうけんぜいじむしょ 飯能県税事務所	〒357-8502 飯能市双柳 353	042-973-5612	飯能市・入間市・日高市・毛呂山町・越生町
ひがしまつやまけんぜいじむしょ 東松山県税事務所	〒355-0024 東松山市六軒町 5-1	0493-23-8946	東松山市・滑川町・嵐山町・小川町・川島町・吉見町・鳩山町・ときがわ町
ちちぶけんぜいじむしょ 秩父県税事務所	〒368-0042 秩父市東町 29-20	0494-23-2110	秩父市・横瀬町・皆野町・長瀬町・小鹿野町・東秩父村
ほんじょうけんぜいじむしょ 本庄県税事務所	〒367-0026 本庄市朝日町 1-4-6	0495-22-6153	本庄市・美里町・神川町・上里町
くまがやけんぜいじむしょ 熊谷県税事務所	〒360-8501 熊谷市末広 3-9-1	048-523-2809	熊谷市・深谷市・寄居町
ぎょうだけんぜいじむしょ 行田県税事務所	〒361-8503 行田市本丸 2-20	048-556-5067	行田市・加須市・羽生市
かすかべけんぜいじむしょ 春日部県税事務所	〒344-8555 春日部市大沼 1-76	048-737-2110	さいたま市岩槻区・春日部市・久喜市・蓮田市・幸手市・白岡市・宮代町・杉戸町
こしがやけんぜいじむしょ 越谷県税事務所	〒343-8503 越谷市越ヶ谷 4-2-82	048-962-2191	草加市・越谷市・八潮市・三郷市・吉川市・松伏町
じどうしゃぜいじむしょ 自動車税事務所	〒330-0844 さいたま市大宮区 下町 3-8-3	048-658-0226	さいたまけんないぜんいき 埼玉県内全域（自動車税に限る。） （埼玉县全区（限汽车税））

はっこう さいたまけんそうむぶぜいむか れいわ ねん がつさくせい
発行：埼玉県総務部税務課<令和2年7月作成>